

第 9 期

定時株主総会 招集ご通知



じもと
HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

・本株主総会は、ご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただきます。

・新型コロナウイルス感染防止のため、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
仙台銀行本店 9階講堂

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第9期定時株主総会会場は仙台市となっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきお間違いのないようご注意ください。



書面またはインターネットによる
議決権行使の期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時10分まで

株式会社じもとホールディングス

証券コード：7161

じもとグループのビジョン

じもとグループは、宮城県と山形県に根ざし、
両県をつなぐ、金融機関グループです。
本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献し
豊かな社会の実現を目指しています。



株主の皆さまへ



じもと企業と本気で語り合い、
成長と発展をともにし、
同じ未来を見つめる。

代表取締役会長 鈴木 隆 代表取締役社長 栗野 学

株主の皆さまにおかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当事業年度の当社業績につきましては、さらやか銀行における有価証券損失計上等により赤字決算となるに至りました。株主の皆さまにご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

これまで当社では、コロナ関連融資等へ積極的に対応するなど、本業支援を通じてお客さまに寄り添い、地域経済の発展と地方創生に貢献してまいりました。統合効果では、バックオフィスの統一や業務プロセスの合理化によりグループ運営の効率化を進めてきております。また、SBIホールディングスとの資本業務提携により、同社グループの先進的なノウハウを活用することが可能となりました。

設立10年目を迎える今年、当社グループは、新たな経営指針となる新中期経営計画を策定しました。本計画では、コロナ禍の対応を最重要課題とし、次の5年・10年後も見据えて、「本業支援の深化」「業務改革DX」「経営管理」を計画の3本柱に掲げております。

本計画を通じて、これまで以上にお取引先の業況改善や地域発展に貢献し「共通価値の創造」を実現すべく役職員が全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまの一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

目次

議決権行使等についてのご案内

インターネットによる議決権行使のご案内

第9期定時株主総会招集ご通知…………… 1頁

■株主総会参考書類…………… 3頁

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

添付書類

■事業報告…………… 20頁

■連結計算書類及び個別計算書類…………… 44頁

■監査報告書…………… 50頁

■ESG・SDGsへの取り組み

■株主総会会場ご案内図

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

会場受付へのご提出



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

場所 仙台銀行本店 9階講堂 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

日時 2021年6月24日(木) 午前10時(受付開始:午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

郵送でのご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月23日(水) 午後5時10分到着まで

インターネットでのご入力



パソコンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月23日(水) 午後5時10分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。←

【第1号議案 第2号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

【第3号議案 第4号議案】

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使書

株式会社じもとホールディングス

株主番号 00000000 議決権行使回数 0000000000

議案番号	議案名	賛	否	棄権
1	議案第1号	○		
2	議案第2号		○	
3	議案第3号	○		
4	議案第4号	○		

2021年6月 日

00000000

113490000000000100120 K1T-00000001#

インターネットと両面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離すにそのまゝ会場受付にご提出ください。

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙を封筒に入れてお持ちください。2021年6月23日午後5時10分までにご届するようご注意ください。
2. 票が複数ある場合は、1回の議決権の行使をご表示の欄、一部の候補者につき異なる意思を表示できる場合は、株主総会参加票用紙に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、正しく行われなければならない。
4. 議決権をインターネットで行われる場合は、下記記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスの上、2021年6月23日午後5時10分までにご入力ください。この場合、議決権行使書用紙の裏面に記載の議決権行使コードとパスワードを必ず入力してください。

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
 議決権行使コード
 000000000000000000
 パスワード
 00000000

株式会社じもとホールディングス

インターネットによる議決権行使に必要なとなる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2021年6月23日（水）午後5時10分まで

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



2. 下記の行使手順に従って、議決権を行使してください。

① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と新しい「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはできません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後のものを有効な行使としてお取り扱いいたします。

3. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524** (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

株主各位

(証券コード 7161)

2021年6月4日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社じもとホールディングス

代表取締役会長 鈴木 隆

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、株主総会前日の営業時間終了時（2021年6月23日（水曜日）午後5時10分）までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

会場につきまして

- ・ 前回の定時株主総会は山形市のきらやか銀行本店3階大会議室で開催いたしましたが、今回の第9期定時株主総会につきましては、仙台市の仙台銀行本店9階講堂での開催とし、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室を中継会場とすることいたします。
- ・ 末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
- ・ なお、次回株主総会は山形市で開催する予定としております。

《 山形市の中継会場にご来場の株主さまへ 》

- ※ 山形市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
2 場 所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店 9階講堂 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p>

以 上

今後の状況の変化により、株主総会の運営等に変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
- ※ したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.jimoto-hd.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

新型コロナウイルス感染症の長期化により、地域経済の低迷や取引先企業の業績悪化などの影響が懸念されており、当社グループにおきましても、コロナ関連融資に積極的に対応する一方で、与信関連費用が増加するなどの影響を受けております。

さらに、当事業年度の業績におきましては、きらやか銀行における有価証券損失計上等により赤字決算となるに至りました。

このような環境のもと、当社グループといたしましては、地元中小企業への安定かつ円滑な資金供給を今後も継続するため、財務体質強化に向けて、内部留保を確保・充実する観点から、誠に遺憾ではございますが、普通株式の期末配当を減配し、1株につき10円00銭とさせていただきたいと存じます。

また、優先株式の期末配当金は所定のものであります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。		
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式	1株につき 10円00銭	総額 214,933,710円
	C種優先株式	1株につき 12円96銭	総額 129,600,000円
			合計 344,533,710円

(注1) 当社は、2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合の影響を考慮しない場合は、普通株式1株につき1円00銭、C種優先株式1株につき1円29銭6厘となります。

(注2) B種優先株式及びD種優先株式の配当につきましては、2020年7月6日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関の「優先配当年率としての資本調達コスト（令和元年度）」に基づき算出しております。
なお、「優先配当年率としての資金調達コスト（令和元年度）」は0.00%であり、優先株式発行要項の定めに基づき、B種優先株式及びD種優先株式の配当金はありません。

剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日（金）
----------------	---------------

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において当社及び子会社（注1）の取締役（社外取締役である者を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴って、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り同じ。）に対する本制度に係る報酬枠の決定についてご承認いただき（以下、上記第7期定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っております。

2021年3月1日に会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が施行されたことに伴い、本制度にかかる給付株数の算出の基礎となる付与ポイント数の上限等を改めて設定することにつき、ご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において第5号議案としてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の内枠として、本制度に基づく報酬等の具体的な内容及びその額の具体的な算定方法のご承認をお願いするものです。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は8名となります。また、監査等委員会から、本制度の目的、内容に照らし、本議案による本制度の一部変更は妥当であるとの意見表明を受けております。

（注1）当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行

現行	変更後
報酬等の総枠	報酬等の総枠
年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は2千万円以内）	同左
上記総枠内における株式報酬等の額	上記総枠内における株式報酬等の額
4千万円以内	4千万円以内（32,000ポイント以内）

2. 本制度の変更後の内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて当社株式を取得し、本制度の対象となる当社及び当社子会社の取締役に対して給付する制度で、主な内容は以下のとおりとなります。なお、本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

(1) 本制度の対象者

①当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

②当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

(2) 本制度の対象期間

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）に本制度を導入しており、当該3事業年度経過後の各対象期間においても本制度を継続してまいります。

(3) 当社が信託に拠出する金額の上限

原則として対象期間ごとに、1億1千万円（うち当社の取締役分として4千万円）を上限として信託に追加拠出していきます。（注2）

（注2）直前の対象期間において、信託内に残存する当社株式及び金銭があるときはそれら残存する資産（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価。）と追加拠出する金銭の合計を1億1千万円（うち当社の取締役分として4千万円）以内とします。

(4) 本制度の対象者に給付される当社株式等の数の上限

本制度の対象者には、役位及び業績達成度等により定められた数のポイントが付与されます。（1ポイント＝当社普通株式1株）（注3）

各対象期間について、本制度の対象者に付与されるポイント数の合計は、88,000ポイント（うち当社の取締役分として32,000ポイント）を上限とします。（注4）

（注3）当社株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

（注4）ポイント数の上限を算定するにあたり、1ポイント当たりの単価は、信託財産の取得簿価である1,250円を適用しております。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

取得方法	取引所市場を通じた方法等により取得
取得株式数	各対象期間について本信託が取得する株式数の上限は88,000株（うち当社の取締役分として32,000株）となります。

(6) 当社株式等の給付

本制度の対象者には、退任時に上記（4）により当該対象者に付与されたポイントの合計数に相当する当社株式を信託から給付します。（注5）

（注5）一定の要件を満たす場合には、ポイント合計の一部につき、当社株式に代えて、当社株式を時価で換算した金銭にて給付します。

なお、本制度の対象者が在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があったと当社の取締役会等が判断した場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、透明性と公正性を確保し当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に設置した指名・報酬協議会が定める取締役の指名方針及び指名手続きに則り、適切に取締役候補者が指名されており、各候補者は当社の取締役として適任であることから、本議案の内容については、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	かわごえこうじ 川越浩司	再任 常務取締役	19回／19回
2	すずきたかし 鈴木隆	再任 代表取締役会長	17回／19回
3	さいとうよしあき 斎藤義明	再任 常務取締役	18回／19回
4	かわむらじゅん 川村淳	再任 取締役	16回／16回
5	おおたじゅんいち 太田順一	再任 取締役	19回／19回
6	すずきまこと 鈴木誠	再任 取締役	16回／16回
7	おがたつよし 尾形毅	再任 取締役	19回／19回
8	うちだこういち 内田巧一	新任 —	—
9	おおやままさゆき 大山正征	再任 社外 独立役員 取締役（社外）	19回／19回
10	はんだみのる 半田稔	再任 社外 独立役員 取締役（社外）	19回／19回
11	はせがわやすし 長谷川靖	新任 社外 —	—

候補者番号

1

かわ ぐえ こう じ
川 越 浩 司

(1963年11月23日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 4,482株

■在任年数

3年

■取締役会出席状況

19回/19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
2007年5月 きらやか銀行営業本部法人営業部法人営業推進課長
2008年4月 同行経営企画部東京事務所長
2009年11月 同行経営企画部副部長兼東京事務所長
2010年4月 同行経営企画部長
2014年4月 同行執行役員寒河江支店長
2016年6月 同行執行役員経理部長
当社経営戦略部長

2017年6月 きらやか銀行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長
2018年4月 同行常務執行役員当社経営戦略部長
2018年6月 同行取締役（現任）
当社取締役総合企画部長兼経営戦略部長
2019年6月 当社常務取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社きらやか銀行取締役（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

川越浩司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月当社の取締役就任以来、グループ戦略及び会社の運営・企画等を立案する総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効果的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

すず き たかし
鈴 木 隆

(1954年1月20日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 5,710株

■在任年数

8年9ヶ月

■取締役会出席状況

17回/19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2000年4月 同行推進部統轄課長兼開発課長
2002年8月 同行推進部個人営業課長
2003年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長
2003年6月 同行取締役融資部長
2005年6月 同行取締役企画部長
2006年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長
2006年6月 同行取締役総務部長

2007年6月 同行常務取締役総務部長
2008年6月 同行常務取締役
2009年6月 同行代表取締役常務
2012年10月 当社取締役
2013年6月 当社代表取締役会長（現任）
仙台銀行代表取締役頭取（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社仙台銀行代表取締役頭取（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2013年6月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さいとう よしあき
齋藤 義明

(1959年1月8日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 3,630株

■在任年数

8年

■取締役会出席状況

18回/19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2002年8月 同行融資部融資統括課長
2004年4月 同行東部工場団地支店長
2005年4月 同行企画部主任調査役
2006年4月 同行業務監査部副部長兼監査課長
2009年4月 同行業務監査部長
2010年6月 同行取締役リスク統括部長

2011年6月 同行取締役本店営業部長
2013年6月 同行常務取締役
当社取締役
2018年6月 仙台銀行代表取締役専務（現任）
2019年6月 当社常務取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社仙台銀行代表取締役専務（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

齋藤義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2013年6月当社の取締役就任以来、特に子銀行管理の融資部門及びリスク統括部門を統括するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

かわむら じゅん
川村 淳

(1961年7月21日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 2,170株

■在任年数

1年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 殖産相互銀行（殖産銀行）入行
2005年4月 同行左沢支店長
2007年5月 きらやか銀行榎岡北支店長
2007年7月 同行榎岡支店長兼榎岡北支店長
2010年4月 同行仙台卸町支店長
2013年4月 同行米沢支店長
2015年6月 同行執行役員米沢支店長

2016年6月 同行常務執行役員仙台支店長
2017年6月 同行取締役仙台支店長
2018年6月 同行取締役本店営業部長
2019年6月 同行常務取締役本業支援本部長
2020年6月 同行代表取締役常務（現任）
当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社きらやか銀行代表取締役常務（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

川村淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2020年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の本業支援・営業部門を統括するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

おお た じゅん いち
太 田 順 一

(1959年10月19日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 2,720株

■在任年数

3年

■取締役会出席状況

19回/19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2006年4月 同行リスク統括部コンプライアンス室長
2008年6月 同行利府支店長
2011年7月 同行名取支店長
2013年6月 同行市場運用部長
2013年10月 同行市場金融部長
2014年6月 同行取締役市場金融部長
2015年6月 同行取締役
当社取締役総合企画部長

2016年6月 当社取締役退任
仙台銀行取締役経営企画部長兼経理部長
2019年6月 同行常務取締役
当社取締役（現任）
2020年6月 仙台銀行代表取締役常務（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社仙台銀行代表取締役常務（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

太田順一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2019年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の事務部門及び市場金融部門を統括するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

すず き まこと
鈴 木 誠

(1963年10月8日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,610株

■在任年数

1年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 殖産相互銀行（殖産銀行）入行
2006年2月 同行湯野浜支店長
2007年5月 きらやか銀行湯野浜支店長
2008年4月 同行大山支店長兼湯野浜支店長
2009年4月 同行城西支店長
2012年4月 同行東京支店長
2014年4月 同行仙台支店長

2015年6月 同行執行役員仙台支店長
2016年6月 同行取締役本店営業部長
2018年6月 同行常務取締役本業支援本部長
2019年6月 同行常務取締役
2020年6月 同行代表取締役常務（現任）
当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社きらやか銀行代表取締役常務（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2020年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の融資部門及び事務部門を統括するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

お が た
尾 形

つよし
毅

(1966年1月30日生)



再 任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,940株

■在任年数

3年

■取締役会出席状況

19回/19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 仙台銀行入行
2005年4月 同行企画部企画課長
2010年4月 同行企画部副部長兼企画課長兼経営管理室長
2012年10月 同行企画部長
2013年10月 同行経営企画部長兼経理部長
2015年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長

2016年6月 同行取締役本店営業部長
2018年6月 同行取締役(現任)
当社取締役総合企画部長(現任)
(重要な兼職の状況)
株式会社仙台銀行取締役(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

尾形毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月当社の取締役就任以来、グループ戦略及び会社の運営・企画等を立案する総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

うち だ こう いち
内 田 巧 一

(1966年9月27日生)



新 任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,540株

■在任年数

一 年

■取締役会出席状況

—

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 山形しあわせ銀行入行
2007年5月 きらやか銀行経営企画部経営企画課長
2010年8月 同行内部管理態勢強化室長
2012年10月 同行経営企画部副部長
2014年6月 同行経営企画部長

2015年6月 同行執行役員経営企画部長
2018年6月 同行取締役経営企画部長
2020年6月 同行常務取締役(現任)
(重要な兼職の状況)
株式会社きらやか銀行常務取締役(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

内田巧一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

同氏は、子会社であるきらやか銀行の経営企画部門の経歴が長く、豊富な経験と幅広い見識を有し企業価値の向上に貢献、2020年6月から常務取締役として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

9

お お や ま ま さ ゆ き
大 山 正 征

(1943年8月26日生)



再 任

社 外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 470株

■在任年数

2年7ヶ月

■取締役会出席状況

19回／19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月	東北電力株式会社入社	2014年6月	同社取締役会長
2001年6月	同社取締役企画部長	2015年6月	同社相談役
2003年6月	同社常務取締役企画部長	2018年12月	当社取締役（現任）
2005年6月	同社取締役副社長	2019年6月	株式会社ユアテック顧問（現任） （重要な兼職の状況）
2006年9月	同社取締役副社長電力流通本部長		重要な兼職はありません。
2009年6月	同社取締役副社長電力流通本部長退任 株式会社ユアテック取締役社長		

【社外取締役候補者に関する特記事項】

大山正征氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には当社の社外取締役として、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年7ヶ月であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

10

はん だ
半 田

みのる
稔

(1957年9月3日生)



再 任

社 外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 一 株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

19回／19回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 弁護士登録（山形県弁護士会）
半田稔法律事務所開設
半田稔法律事務所所長（現任）
2009年4月 山形県弁護士会会長
日本弁護士連合会理事
東北弁護士会連合会副会長

2017年1月 山形県公害審査会会長（現任）
2017年2月 山形県弁護士協同組合理事長（現任）
2018年7月 山形県採用委員会会長（現任）
2019年6月 当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
半田稔法律事務所所長（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

半田稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には弁護士として法的側面等の見地から、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

11

は せ がわ やすし
長 谷 川 靖

(1962年2月22日生)



新任

■所有する当社株式の数

■在任年数

■取締役会出席状況

社外

普通株式 一 株

一 年

一

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	大蔵省入省	2017年6月	国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当）
2007年7月	金融庁監督局銀行第2課長	2019年6月	財務省退官
2008年7月	同庁監督局保険課長	2019年11月	三井住友信託銀行顧問
2010年7月	同庁監督局総務課長	2020年4月	SBIホールディングス株式会社入社
2012年7月	同庁総務企画局企画課長	2020年8月	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長（現任）
2014年7月	財務省福岡財務支局長		（重要な兼職の状況）
2015年7月	金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）		地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現任）
2016年7月	財務省東海財務局長		

【社外取締役候補者に関する特記事項】

長谷川靖氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融行政に長年携われ豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には金融行政で長年培われた専門的な知見を活かし、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

【取締役候補者（11名）に関する特記事項】

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社のすべての取締役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び訴訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補いたします。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。なお、2021年10月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

えん どう
遠 藤

ひろし
宏 (1963年12月22日生)



再 任

■所有する当社株式の数
普通株式 1,300株

■在任年数
1年

■取締役会出席状況
16回／16回

■監査等委員会出席状況
13回／13回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2007年4月 同行津谷支店長
2009年6月 同行高砂支店長
2012年4月 同行大富支店長
2014年9月 同行推進部長

2015年6月 同行市場金融部長
2018年9月 同行総務部長
2020年6月 当社取締役監査等委員（現任）
（重要な兼職の状況）
重要な兼職はありません。

【取締役候補者に関する特記事項】

遠藤宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

同氏は、2020年6月当社の監査等委員である取締役就任以来、常勤の監査等委員として監査の実効性を高めるとともに、業務執行に対する監督、助言等監査等委員として適切に職務を執行するなど、実務経験に基づいた確かな提言や意見、並びに公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できることから監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

いとう よしあき
伊藤吉明

(1950年7月21日生)



再任

社外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 1,100株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

19回/19回

■監査等委員会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年11月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 会計士補登録	2007年7月	伊藤公認会計士事務所所長（現任）
1981年3月	公認会計士登録	2007年9月	山形県指定管理者審査委員会委員（現任）
1983年9月	伊藤栄一公認会計士事務所入所	2008年4月	山形地方最低賃金審議会委員
1983年11月	税理士登録	2009年4月	公立大学法人山形県立保健医療大学監事（現任）
1988年7月	監査法人朝日新和会社（現有限責任あずさ監査法人）社員	2010年6月	きらやか銀行監査役
1999年6月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長	2012年10月	当社監査役
2002年4月	山形県包括外部監査人	2016年6月	きらやか銀行監査役退任
2002年7月	日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長	2019年6月	当社監査役退任 当社取締役監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

伊藤公認会計士事務所所長（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

伊藤吉明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、公認会計士として培われた専門的な知識と経験を当社の監査に反映していただけるものと判断したためであります。なお、同氏には公認会計士としての専門的な見地から、当社の監査等委員である取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

3

たか はし
高 橋

たかし
節

(1950年2月3日生)



再任

社外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 一 株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

19回／19回

■監査等委員会出席状況

16回／16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月	山形県庁入庁	2013年3月	山形県副知事退任
2001年4月	同庁東京事務所長	2013年8月	株式会社モンテディオ山形代表取締役社長
2004年4月	同庁農林水産部長	2015年11月	同社代表取締役社長退任
2006年4月	同庁庄内総合支庁長	2016年6月	当社監査役
2008年7月	同庁健康福祉部長	2019年6月	当社監査役退任
2009年3月	同庁退庁		当社取締役監査等委員（現任）
	山形県副知事		(重要な兼職の状況)
	山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長		重要な兼職はありません。
2012年4月	同協会理事長		

【社外取締役候補者に関する特記事項】

高橋節氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、山形県において農林水産部長、健康福祉部長、副知事の要職を歴任され、その経歴を通じて培った経験と見識に基づき、公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏には地方行政で長年培われた経験と見識を活かし、当社の監査等委員である取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

4

このじゅんいち
今野純一

(1952年3月24日生)



再任

■所有する当社株式の数

■在任年数

■取締役会出席状況

社外

普通株式 360株

2年

19回／19回

独立役員

■監査等委員会出席状況

16回／16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 宮城県庁入庁

1997年4月 同庁商工労働部観光課長

1999年4月 同庁産業経済部観光課長

2001年4月 同庁総務部財政課長

2003年4月 同庁総務部次長

2004年4月 同庁産業経済部次長

2006年4月 同庁東京事務所長

2008年4月 同庁環境生活部長

2010年4月 同庁総務部長

2012年3月 同庁退庁

2012年4月 宮城県信用保証協会会長

2015年4月 宮城県住宅供給公社理事長

2019年3月 同団体理事長退任

2019年6月 当社取締役監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

重要な兼職はありません。

【社外取締役候補者に関する特記事項】

今野純一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、宮城県において環境生活部長、総務部長の要職を歴任され、その経歴を通じて培った経験と見識に基づき、公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏には地方行政で長年培われた経験と見識を活かし、当社の監査等委員である取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

【監査等委員である取締役候補者（4名）に関する特記事項】

役員等賠償責任保険契約の概要

本議案において、各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には、第3号議案に記載されている役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることになります。

以上

<ご参考>

当社は、社外取締役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

○社外取締役の独立性判断基準

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
(2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
(3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(3) 当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

添付書類

第9期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社7社及び関連会社（持分法適用会社）1社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、リース業務及びコンサルティング業務等の幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、急激に景気が悪化しております。その影響の拡大は世界的に続いており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、取引先の売上減少による企業収益の悪化、それに伴う雇用環境の悪化などの影響が続いております。このところは感染者の増加により2021年3月に宮城県、山形県独自の緊急事態宣言を発令するなど、更なる経済活動の制約による影響が見られており、今後も地域経済への影響が長期に亘り懸念される状況にあります。

金融面では、長期金利は米国の長期金利上昇を受け5年ぶりの高水準となりました。日経平均株価は、年度当初は感染症拡大の影響により下落していたものの、2020年10月から12月期における主要企業の業績改善に加え、感染症が収束するとの期待感から上昇に転じ、2021年2月には約30年ぶりに3万円台となりました。為替相場は、年度当初は米中対立が深刻化するとの見方からリスク回避の円買いが高まり円高傾向となりましたが、後半は米国の金利上昇を受け円安が進行し、当連結会計年度末は1ドル110円台となりました。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

当社では、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」という経営理念のもと、宮城と山形をつなぐ活動はもとより、他県の金融機関との連携を深め着実に進化、発展を遂げてまいりました。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者へ、積極的な資金供給と本業支援を実施し、地域金融グループとして地域経済の活性化に貢献してまいりました。また、2020年11月には、SBIホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結いたしました。本提携により、第三者割当増資による35億円の出資を受け入れ、事業者への資金供給機能を強化するとともに、同社グループとの連携強化により、同社グループが有する様々な経営資源を活用することが可能となりました。

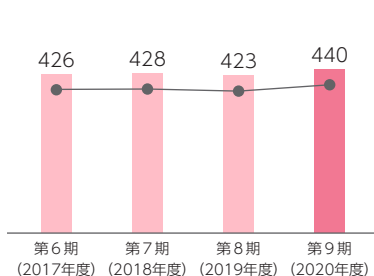
当連結会計年度における当社グループの経常収益は、貸出金利息収入、有価証券利息配当金、役務取引等収益、その他業務収益が増加したことなどから、前連結会計年度比17億35百万円増加の440億89百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少したものの、当社の連結子会社であるきらやか銀行における有価証券運用ポートフォリオの見直しにより国債等債券償還損が増加したことなどから、前連結会計年度比65億82百万円増加の463億65百万円となりました。その結果、経常損益は、前連結会計年度比48億47百万円減少の22億75百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度比49億10百万円減少の31億76百万円の損失となりました。

当連結会計年度末の連結財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比1,761億円増加の2兆6,639億円、純資産は、前連結会計年度末比52億円増加の1,164億円となりました。

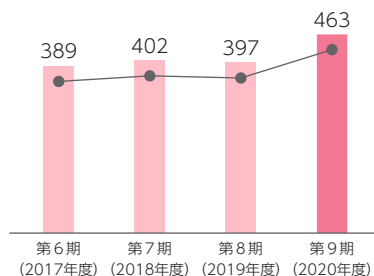
貸出金残高は、中小企業等貸出金の増加などから前連結会計年度末比801億円増加の1兆8,447億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、法人預金および個人預金が増加したことなどから、前連結会計年度末比1,501億円増加の2兆4,684億円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向を勘案した運用の見直しを行ったことなどから、前連結会計年度末比849億円増加の5,403億円となりました。

また、SBIホールディングスとの資本業務提携契約に基づき、当社グループへの35億円の第三者割当増資を引き受けていただき、2021年3月に全額の払込みを受けております。

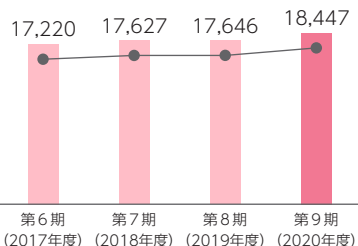
連結経常収益 (単位：億円)



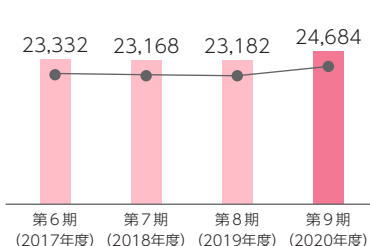
連結経常費用 (単位：億円)



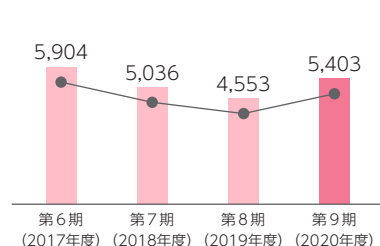
貸出金 (単位：億円)



預金等（譲渡性預金を含む） (単位：億円)



有価証券 (単位：億円)



なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下のとおりとなりました。
【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：百万円）

		2019年度	2020年度	増減
損益	経常収益	20,732	22,335	1,603
	コア業務粗利益	16,979	19,278	2,298
	コア業務純益	3,461	6,547	3,085
	経常利益又は経常損失（△）	1,678	△4,364	△6,042
	当期純利益又は当期純損失（△）	1,103	△4,855	△5,959
主要勘定残高 （末残）	総資産	1,329,011	1,372,323	43,311
	預金等（譲渡性預金を含む）	1,221,274	1,276,558	55,283
	総預かり資産	115,422	106,782	△8,639
	貸出金	1,015,921	1,010,025	△5,896
	有価証券	201,794	237,854	36,059

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：百万円）

		2019年度	2020年度	増減
損益	経常収益	16,362	16,426	64
	コア業務粗利益	11,784	13,501	1,717
	コア業務純益	1,389	3,172	1,783
	経常利益	1,184	1,985	800
	当期純利益	819	1,717	897
主要勘定残高 （末残）	総資産	1,155,736	1,286,419	130,683
	預金等（譲渡性預金を含む）	1,100,355	1,193,967	93,612
	総預かり資産	104,190	93,391	△10,799
	貸出金	751,476	836,779	85,302
	有価証券	257,512	306,397	48,885

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 企業集団の対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響により国内外経済が足下で大幅に下押しされており、この状況が長期化した場合、経済活動の制限により取引先事業者への影響が長期化する等懸念されます。

また、金融市場を取り巻く環境に着目すると、人口減少等を背景とした地方・地域市場規模の縮小、低金利環境と銀行間競争、AI・FinTechの一層の進展、他業種参入による金融ビジネスの変革など、厳しさを増していくことが予想されます。

当社グループでは、このような状況下において、感染症により事業運営に支障をきたしている事業者を支援することが、地域金融機関が果たすべき役割であると認識し、相談窓口の設置や緊急融資の取り扱いの開始、本部部署内に支援チームを設置する等、支援体制を整備してまいりました。

2021年4月よりスタートした「新中期経営計画」では、引き続きコロナ禍への対応が重要課題であると認識し、「いまこそ『本業支援』」をキーワードとして、グループの強みである「本業支援」を更に深化させ、これまで以上にお取引先の業況改善や地域発展に貢献してまいります。また、じもとグループとして次の5年、10年後を見据え、2020年11月に資本業務提携契約を締結したSBIグループとの連携を積極的に活用し、業務変革のスピードアップ、経営管理の高度化を図ってまいります。

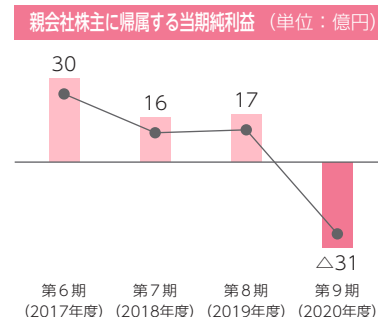
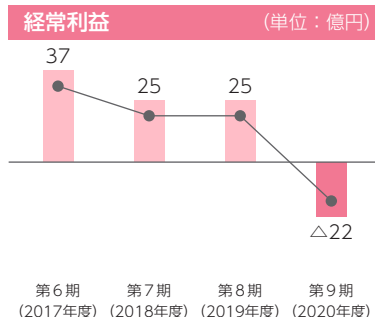
(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	42,666	42,868	42,354	44,089
経常利益又は経常損失(△)	3,717	2,592	2,571	△2,275
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	3,018	1,630	1,733	△3,176
包括利益	1,127	1,377	△3,163	2,518
純資産額	115,526	115,732	111,185	116,425
総資産	2,527,794	2,503,248	2,487,782	2,663,931

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業収益	1,757	1,646	1,615	870
受取配当額	1,278	1,252	1,243	440
銀行業を営む子会社	1,278	1,252	1,243	440
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	1,268	1,265	1,248	449
1株当たり当期純利益	円 銭 5 53	円 銭 5 64	円 銭 55 23	円 銭 10 69
総資産	95,375	95,468	95,558	98,667
銀行業を営む子会社株式等	93,566	93,566	93,566	97,066
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
なお、自己株式数には、株式給付信託（B B T）導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を加算しております。
3. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀行業	その他
使用人数	1,616人	73人

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

株式会社きらやか銀行

	当 年 度 末
山 形 県	店 うち出張所 99 (一)
宮 城 県	7 (一)
福 島 県	1 (一)
秋 田 県	2 (一)
新 潟 県	5 (一)
東 京 都	2 (一)
埼 玉 県	1 (一)
合 計	117 (一)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を123か所設置しております。

株式会社仙台銀行

	当 年 度 末
宮 城 県	店 うち出張所 72 (4)
合 計	72 (4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を79か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	1,863	—	1,863

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	(株)きらやか銀行	店舗新築・改修等	416
	(株)仙台銀行	店舗新築・改修等	1,186

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	百万円 24,200	% 100.00	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	百万円 22,735	% 100.00	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	百万円 10	% 100.00	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、信用保証業務	百万円 30	% 100.00	—
きらやかリース株式会社	山形県山形市	リース業務	百万円 80	% 100.00	—
きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	山形県山形市	コンサルティング・ベンチャーキャピタル業務	百万円 30	% 55.00	—
株式会社富士通山形インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシステム開発・保守・運用受託業務	百万円 60	% 49.00	—
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング	仙台市青葉区	コンサルティング・ベンチャーキャピタル業務	百万円 50	% 100.00	—

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
 3. 株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 隆	代表取締役会長	(株)仙台銀行代表取締役頭取	—
栗野 学	代表取締役社長	(株)きらやか銀行代表取締役頭取	—
斎藤 義明	常務取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	—
川越 浩司	常務取締役	(株)きらやか銀行取締役	—
太田 順一	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	—
鈴木 誠	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
尾形 毅	取締役 総合企画部長	(株)仙台銀行取締役	—
川村 淳	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
大山 正征	取締役（社外）	—	—
半田 稔	取締役（社外）	半田稔法律事務所所長	—
遠藤 宏	取締役監査等委員	—	—
伊藤 吉明	取締役監査等委員（社外）	伊藤公認会計士事務所所長	—
高橋 節	取締役監査等委員（社外）	—	—
今野 純一	取締役監査等委員（社外）	—	—
当事業年度中に退任（辞任）した役員			
田中 達彦	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	2020年5月26日辞任
高橋 幹男	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	2020年6月24日退任
永坂 拓	取締役監査等委員	(株)仙台銀行監査役	2020年6月24日辞任

- (注) 1. 取締役の大山正征氏、半田稔氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び今野純一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の大山正征氏、半田稔氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び今野純一氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役監査等委員の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当事業年度中に退任（辞任）した役員の地位及び重要な兼職は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

報酬等の額の決定にあたっては、当社の取締役の報酬並びに取締役の指名を検討するにあたっての透明性、公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬協議会で、当社の取締役の報酬額の検討を行い、その結果を基に取締役会で審議のうえ、当社取締役の報酬額を決定しています。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、業務執行取締役と社外取締役に区別し、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬としての株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

なお、業績連動報酬としての株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、役位別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し決定いたします。業績連動報酬である株式報酬は、役位別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	12名 (2名)	61 (9)	59	1	—
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	24 (14)	24	—	—

(注) 1. 上記には、2020年5月26日をもって辞任した取締役1名及び2020年6月24日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名並びに辞任した監査等委員である取締役1名を含めております。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。また、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。
4. 業績連動報酬等は、役員株式給付制度に基づく当事業年度に係る取締役（社外取締役2名を除く。）10名に対する業績連動型株式報酬に係る費用計上であります。
 - ① 業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由
業績連動報酬は株式報酬であり、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、役員別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定しております。また、業績係数は、当社の中期経営計画に掲げる当期純利益（連結）の達成率により決定しております。
 - ② 業績連動報酬等の額または数の算定方法
役員株式給付規程に基づき、指名・報酬協議会の諮問を経たうえで、取締役会において決定しております。また、種類別の報酬割合につきましては、上位の役員ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成となっております。
 - ③ 業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績
業績連動報酬の指標となっている前事業年度における当期純利益（連結）の目標は30億円、実績は17億円であります。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が業務執行取締役等でない取締役と締結した責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
大山正征	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
半田稔	
伊藤吉明	
高橋節	
今野純一	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
該当事項はありません。	

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。	

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社、きらやか銀行及び仙台銀行の全取締役	当社が役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額を負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大山正征 (取締役)	—
半田稔 (取締役)	半田稔法律事務所所長
伊藤吉明 (取締役監査等委員)	伊藤公認会計士事務所所長
高橋節 (取締役監査等委員)	—
今野純一 (取締役監査等委員)	—

(注) 社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
大山正征 (取締役)	2年 4ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席しております。	取締役会において、企業経営者として培った豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
半田稔 (取締役)	1年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席しております。	取締役会において、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
伊藤吉明 (取締役監査等委員)	1年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査等委員会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
高橋 節 (取締役監査等委員)	1年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査等委員会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
今野 純一 (取締役監査等委員)	1年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査等委員会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	5名	24	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

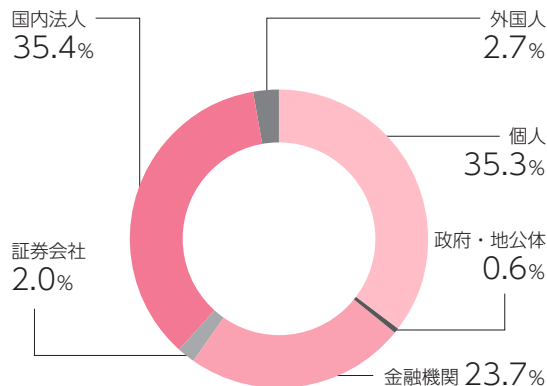
① 発行可能株式総数	160,000千株
うち	
普通株式	160,000千株
B種優先株式	13,000千株
C種優先株式	20,000千株
D種優先株式	20,000千株

② 発行済株式の総数	
普通株式	21,540千株 (うち自己株式46千株)

B種優先株式	13,000千株
C種優先株式	10,000千株
D種優先株式	5,000千株

③ 当年度末株主数	
普通株式	15,566名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名

普通株式 所有者別の株式保有比率 (注) 自己株式を除く



(2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
SBI地銀ホールディングス株式会社	3,653 千株	16.99 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	900	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	850	3.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	579	2.69
きらやか銀行職員持株会	530	2.46
三井住友海上火災保険株式会社	229	1.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	203	0.94
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	196	0.91
株式会社みずほ銀行	192	0.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	181	0.84

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式46千株を控除して計算しております。

3. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式32,600株を加算しておりません。

② B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	13,000 千株	100.00 %

③ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	10,000 千株	100.00 %

④ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	5,000 千株	100.00 %

(3) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）	2名	普通株式 950株
社外取締役（監査等委員である者を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株を1株の割合で株式併合を行っており、株式併合後の株式数を記載しております。当該株式併合前において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して交付した普通株式の数につきましては9,500株となります。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 功 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保澤 和彦	17	8

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、118百万円であります。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
5. その他に記載しております非監査業務に基づく報酬は、時価の算定に関する会計基準を適用した場合の影響の把握、規定類及び業務プロセスの整備、開示案の作成を目的とした助言及び情報提供業務並びに新たな収益認識に関する会計基準の適用に伴う会計上の論点等を把握・整理することを目的とした助言及び情報提供業務に対する支払いであります。

- (2) 責任限定契約
該当事項はありません。

- (3) 補償契約
イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の内容の概要
該当事項はありません。	

- ロ. 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。	

- (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

ロ 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実にに向けた課題を協議する。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

ヘ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

ハ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
 - ロ 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
 - ハ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
 - ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
 - ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
 - ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
 - ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保する。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。

ロ 子会社の取締役、監査等委員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。

ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査等委員及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社が整備している内部統制システムにおける当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定している。

ロ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループコンプライアンス委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理している。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告した。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築している。

- へ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定している。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築している。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために統合的リスク管理方針を制定している。子会社における重要なリスク管理に関する事項については、当社における経営会議又はグループリスク管理委員会の報告事項又は承認事項としている。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行っている。また、グループの健全性と独立性を確保するため、リスク遮断規程を制定し、事業親会社等とのリスクを遮断している。
- ハ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループリスク管理委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は16回開催した。
- ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築している。
- ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告するとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図っている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、当期は19回開催した。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項としている。
当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行っている。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定している。
- ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保している。

- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行っている。
- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導している。
- ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行っている。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことに関する事項
監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求められることができる体制を確保している。
なお、当期は、「補助者」を配置している。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしている。
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、重要会議、その他代表取締役との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保した。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告できる体制を確保している。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求められることができる体制を確保している。
- ロ 子会社の取締役、監査等委員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告できる体制を確保している。
- ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならない体制を確保している。また、内部通報規程においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する体制を確保している。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を確保している。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査等委員及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行っている。

(ご参考)

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらやか銀行及び仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業と地域に貢献する」を经营理念に掲げ、宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄にグループ役職員が一丸となって取り組んでおります。

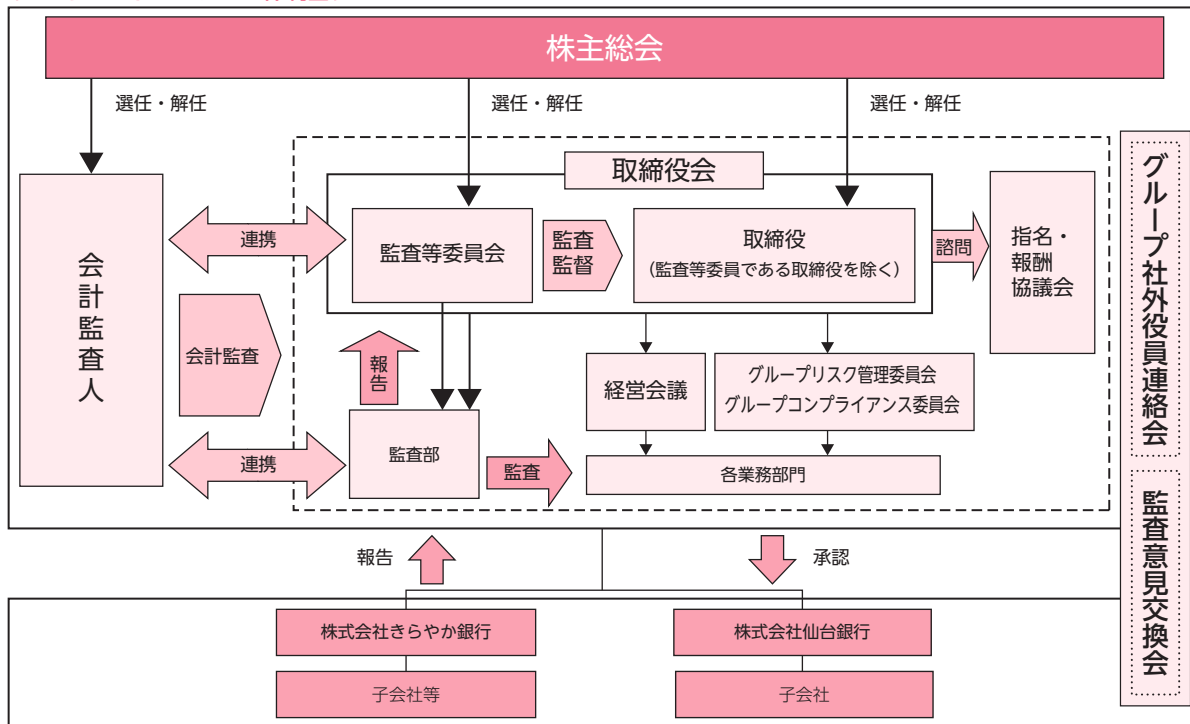
同時に地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚した上で、コーポレートガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用し、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委任による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監査・監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

(コーポレートガバナンス体制図)



9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額（百万円）
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	61,676
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	35,389

（注） 当事業年度末日における当社の総資産額は、98,667百万円であります。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第9期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	203,938	預 金	2,289,070
買入金銭債権	829	譲渡性預金	179,331
金銭の信託	2,947	コールマネー及び売渡手形	11,700
有価証券	540,337	借 用 金	39,197
貸 出 金	1,844,772	外 国 為 替	0
外国為替	521	そ の 他 負 債	17,319
リース債権及びリース投資資産	12,509	賞 与 引 当 金	372
そ の 他 資 産	31,998	退職給付に係る負債	92
有形固定資産	23,265	睡眠預金払戻損失引当金	358
建 物	8,085	偶発損失引当金	355
土 地	13,389	繰延税金負債	1,170
建設仮勘定	129	再評価に係る繰延税金負債	1,561
その他の有形固定資産	1,660	支 払 承 諾	6,974
無形固定資産	1,154	負 債 の 部 合 計	2,547,506
ソフトウェア	923	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	230	資 本 金	18,750
退職給付に係る資産	3,819	資 本 剰 余 金	68,879
繰延税金資産	3,586	利 益 剰 余 金	24,608
支払承諾見返	6,974	自 己 株 式	△86
貸倒引当金	△12,723	株 主 資 本 合 計	112,152
		その他有価証券評価差額金	877
		土地再評価差額金	3,401
		退職給付に係る調整累計額	△224
		その他の包括利益累計額合計	4,054
		非支配株主持分	219
		純 資 産 の 部 合 計	116,425
資 産 の 部 合 計	2,663,931	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,663,931

第9期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		44,089
資	金 運 用 収 益	28,016	
	貸 出 金 利 息	22,366	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,508	
	コールローン利息及び買入手形利息	1	
	預 け 金 利 息	109	
	そ の 他 の 受 入 利 息	30	
役	務 取 引 等 収 益	6,449	
そ	の 他 業 務 収 益	4,142	
そ	の 他 経 常 収 益	5,482	
	償 却 債 権 取 立 益	34	
	株 式 等 売 却 益	167	
	そ の 他 の 経 常 収 益	5,279	
経	常 費 用		46,365
資	金 調 達 費 用	392	
	預 金 利 息	299	
	譲 渡 性 預 金 利 息	14	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	△4	
	借 用 金 利 息	49	
	そ の 他 の 支 払 利 息	32	
役	務 取 引 等 費 用	3,755	
そ	の 他 業 務 費 用	9,097	
営	そ の 他 経 常 費 用	23,827	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,579	
	そ の 他 の 経 常 費 用	5,713	
経	特 常 別 損 利		2,275
	固 定 資 産 処 分 益	62	62
特	固 定 資 産 処 分 損 失	80	396
	減 損 損 失	316	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,609
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	366	
法	人 税 等 調 整 額	200	
法	人 税 等 合 計		566
当	期 純 損 失		3,175
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		3,176

第9期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,000	67,124	28,536	△48	112,612
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,750	1,750			3,500
剰 余 金 の 配 当			△796		△796
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△3,176		△3,176
自 己 株 式 の 取 得				△43	△43
自 己 株 式 の 処 分		0		5	5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5			5
土地再評価差額金の取崩			44		44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,750	1,755	△3,928	△37	△460
当 期 末 残 高	18,750	68,879	24,608	△86	112,152

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△4,045	3,445	△991	△1,592	164	111,185
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						3,500
剰 余 金 の 配 当						△796
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△3,176
自 己 株 式 の 取 得						△43
自 己 株 式 の 処 分						5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						5
土地再評価差額金の取崩						44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,923	△44	767	5,646	54	5,700
当 期 変 動 額 合 計	4,923	△44	767	5,646	54	5,239
当 期 末 残 高	877	3,401	△224	4,054	219	116,425

第9期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,473	未払金	2
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	3	未払法人税等	4
未収収益	0	未払消費税等	8
未収入金	87	未払配当金	39
その他	5	預り金	1
流動資産合計	1,570	その他	6
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	62
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
工具、器具及び備品	3	その他	5
有形固定資産合計	3	固 定 負 債 合 計	5
無 形 固 定 資 産		負 債 の 部 合 計	67
ソフトウェア	5	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	5	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	18,750
関係会社株式	97,066	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資本準備金	17,250
繰延税金資産	3	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	97,076	資 本 剰 余 金 合 計	78,118
固 定 資 産 合 計	97,085	利 益 剰 余 金	
繰 延 資 産		その他利益剰余金	1,817
株式交付費	12	繰越利益剰余金	1,817
繰延資産合計	12	利 益 剰 余 金 合 計	1,817
		自 己 株 式	△86
		株 主 資 本 合 計	98,599
		純 資 産 の 部 合 計	98,599
資 産 の 部 合 計	98,667	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	98,667

第9期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
手数料収入	430
受取配当金	440
<u>営 業 収 益 合 計</u>	<u>870</u>
営 業 費 用	
販売費及び一般管理費	381
<u>営 業 費 用 合 計</u>	<u>381</u>
営 業 利 益	488
営 業 外 収 益	
受取利息	0
受取家賃	8
雑収入	5
<u>営 業 外 収 益 合 計</u>	<u>13</u>
営 業 外 費 用	
株式交付費償却	0
雑損失	46
<u>営 業 外 費 用 合 計</u>	<u>46</u>
経 常 利 益	455
税 引 前 当 期 純 利 益	455
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3
法 人 税 等 調 整 額	2
法 人 税 等 合 計	5
当 期 純 利 益	<u>449</u>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第9期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,163	2,163	△48	95,483	95,483
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,750	1,750		1,750				3,500	3,500
剰 余 金 の 配 当					△796	△796		△796	△796
当 期 純 利 益					449	449		449	449
自 己 株 式 の 取 得							△43	△43	△43
自 己 株 式 の 処 分			0	0			5	5	5
当 期 変 動 額 合 計	1,750	1,750	0	1,750	△346	△346	△37	3,116	3,116
当 期 末 残 高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,817	1,817	△86	98,599	98,599

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

招集ご通知

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野	功	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	晶	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保澤	和彦	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 晶	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保澤 和彦	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制基本方針）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制基本方針に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制基本方針に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 じもとホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 遠藤 宏 ㊟
 社外監査等委員 伊藤 吉明 ㊟
 社外監査等委員 高橋 節 ㊟
 社外監査等委員 今野 純一 ㊟

(注) 監査等委員 伊藤吉明、高橋節及び今野純一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ESG・SDGsへの取り組み

◆◆ 公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、1992年6月に創業40周年記念事業の一環として、公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を創設しております。2020年度は、東日本大震災からの地域復興やまちづくりに取り組む宮城県内の団体等16先、総額300万円の助成を行いました。これからも、本事業を通じて、震災復興やまちづくりに取り組む団体を支援してまいります。



贈呈式の様子

◆◆ 女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の「えるぼし（2段階目）」認定の取得

仙台銀行では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業として、2020年11月に厚生労働大臣の認定「えるぼし（2段階目）」を取得いたしました。

当行は、今後も女性活躍推進への取組みを通じて、多様な人材が働き甲斐と働きやすさを両立し、仕事を通じて自己実現や自己成長する組織づくりを実践することで「人で勝負する銀行」をめざしてまいります。



◆◆ 仙台銀行じもと応援私募債のラインナップ追加

仙台銀行では、私募債発行時の手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資として私募債発行企業様が学校や地方公共団体等に図書や物品等の寄贈を行う寄付型私募債「仙台銀行じもと応援私募債」を取り扱っております。2020年11月には、じもと応援私募債の商品ラインナップを追加、「SDGs私募債」の取扱いを開始いたしました。当行は、今後も寄付型私募債の発行を通じてSDGsに賛同する地元企業を支援するとともに、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。



寄贈式の様子

◆◆ 仙台銀行ホールイズミティ21各種コンサートへ協賛

2020年11月、仙台銀行がネーミングライツを取得する仙台銀行ホールイズミティ21において「ロビーコンサート」が開催され、仙台銀行は昨年に引き続き協賛いたしました。

また、2020年2月より始まったコンサートシリーズ「イズミノオト」へも協賛しております。これからも協賛を通じ地域の文化活動を支援してまいります。



ロビーコンサートの様子



コンサートで挨拶をする 千葉取締役
監督等委員

ESG・SDGsへの取り組み

◆◆ 新しい生活様式応援「子ども支援」私募債の取扱開始

2020年6月より「新しい生活様式応援『子ども支援』私募債」の取扱いを開始いたしました。

本商品は、当行が発行企業様から発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に、発行企業様が地域教育関連機関等に対し、今般の新型コロナウイルス感染症の予防・対策等に有効となる「新しい生活様式」に資する寄付・寄贈を行います。また、中小企業の創り出す「新しい生活様式」に有効な製品・技術等の発信を行うことで、地域全体で「子どもを育み守る」取組みを推進することを目的としております。

＜本私募債の特徴＞

1. 当行が発行企業様から発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に、発行企業様が地域教育関連機関等へ対し、「新しい生活様式」の取組みに資する寄付・寄贈を行います。(例) マスク、消毒液、パーテーション、ハンドソープ、空気清浄器等
2. 発行企業様のSDGs関連取組みについてニュースリリースや寄贈式の開催等により広くPRすることができます。
3. 寄付・寄贈品を企画・製造した中小企業様のご紹介を行い、「新しい生活様式」に有効な製品・技術を発信し、地域の皆様に共有いたします。

◆◆ 「くるみん」の認定取得

当行では、山形労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けました。「くるみん」は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画に定めた目標を達成する等、一定の基準を満たした企業が認定を受けることができるものです。今回、2015年4月に策定した「一般事業主行動計画」に対する取組み実績が認められ、「くるみん」認定取得となりました。当行は、今後もワーク・ライフ・バランスの充実を図り、男女ともいきいきと働ける企業を目指し積極的に活動を続けてまいります。



くるみん認定取得



◆◆ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より「障害者雇用優良事業所」として表彰

2020年9月に行われた山形県障害者雇用優良事業所等表彰式において、「障害者雇用優良事業所」として「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰」を受賞いたしました。当行では障害者の雇用に積極的に行っており、本社を中心に21名の方が活躍しています。今後も、障害のある方に配慮した職場環境の向上に努めながら、全役職員が働きやすい職場づくりを行ってまいります。



山形県障害者雇用優良事業所等表彰式の様子

◆◆ 一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金による寄贈品の贈呈～交通安全に向けて取り組む団体を支援～

2020年7月、一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金（理事長 栗野 学 きらやか銀行頭取）は、山形県交通安全協会の安全で効果的な活動を奨励するために、当協会に対してウィンドブレーカー（60着）を贈呈いたしました。なお、1974年の設立以降、交通安全関連品を毎年贈呈しており、2020年度は47回目の贈呈となりました。



山形県交通安全協会への寄贈品贈呈式

中継会場ご案内図

- 中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

会 場／山形市旅籠町三丁目2番3号

中継会場電話

きらやか銀行本店 3階大会議室

(023)631-0001

※お車でお越しの際は「山形県営駐車場」をご利用ください



株主総会会場ご案内図

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会 場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
仙台銀行本店 9階講堂

当社電話

(022)722-0011



最寄りの駅

J R 線	仙台駅から徒歩	約11分
JR 仙石線	あおば通駅から徒歩	約6分
仙台市営地下鉄	仙台駅から徒歩	約7分
	青葉通一番町駅から徒歩	約1分
山形仙台間高速バス	仙台駅前から徒歩	約8分